

国際会計基準2007年問題 の実務対応

<2>

新日本監査法人 金融部／公認会計士 橋上 徹

■■■今回のポイント■■■

1. 2007年からの財務諸表の作成・開示は2007年に対応するのではなく、2006年の財務諸表から対応が必要である。理由は、2007年の期首残高は2006年の財務諸表の期末残高であるからである。
2. この為、日本基準と国際会計基準の同等性評価を行うヨーロッパ証券委員会（CESR）は2005年6月に同等性評価の決定を行い、2005年12月にECで採択される予定である（第2章第2節第3款(3)〈第1回〉、第2章第3節(2)(4)(a)(b)参照）。そしてIASB/FASB（米国）間及びIASB/ASBJ（日本）間で基準の収斂プロジェクトが立ち上がった。
3. 同等性の評価如何で日本企業の準備作業の方法が異なってくる（場合分けをして第3回で説明）。なお、同等性評価を受けた対応は5段階となる第2章第3節(4)(c)参照）。
4. 同等性評価は“オープンで透明性のある方法”で、広く諮問すべきであるとされる。ECは、全ての利害当事者がESCの議長への投稿を送付する、詳細なE-mailアドレス（Markt-ESC@cec.eu.int）を掲示（第2章第3節(2)(2)）。
5. 同等性評価は毎年行われる（第2章第3節(5)）。

第2章 「2007年問題」〈Area 2〉（続き）

第3節 EU市場における外国会計基準、 所謂第3国基準の国際会計基準との同等性評価

(1) CESRについて

外国会計基準、いわゆる第3国基準の国際会計基準との同等性の評価については、ヨーロッパ証券委員会（CESR）という機関がありここで技術的な研究が行われることとされている。英国の金融庁FSAやフランスの金融市場等、加盟国の証券規制当局で構成されている機関である。

2004年6月1日に開催された欧州証券委員会（ESC）[加盟各国の財務省等で構成されてい

る]で、欧州委員会からCESRへの検討指示、Mandateの草案（第1回第2章第2款）について議論された。CESRで2005年6月ごろまでに、日米加（以下「第3国」）基準の同等性について評価する。

(2) CESRが同等性評価に当たり考慮に入るべき原則

① DG (DIRECTORATE GENERAL) Internal Marketと欧州証券委員会（ESC）との間で合意された作業アプローチ
作業アプローチに関して、CESRは下記の原則を考慮するように求められている。

1. ラムファルシー報告において提示され、2001年3月23日のストックホルム決議において述べられた原則（4段階評価：2005年2月7日経営財務・拙稿参照）。

2. レベル1 Directive（第1回：第2節第2款参照）（具体的には以下）

(a) CESRは、ECが2つの指令〔目論見書指令・透明性指令〕あるいは欧州共同体の立法の他の部分の本文に関する記述と比較して第3国基準有する疑問について、ECに対して回答。一方、ECは、最終採択（2005年12月）前に、CESRの第3国基準の技術的アドバイスについての質問について検討。

(b) CESRによってECに付与されている技術的アドバイスは法律的記述の形式をとらない。しかし、CESRはECに、与えられたアドバイスへの十分でかつ詳細な説明を伴う明確でかつ組織立った文言である“明瞭に表現された”文言を提供。

CESRは、多様な質問をする間に、市場参加者（専門家、消費者及びエンドユーザー）により表明された多様な意見を考慮に入れたアドバイスを提供。

② 公衆への諮問

ストックホルム欧州評議会は諮問及び透明性に関するラムファルシー勧告を支持した。

当該評議会は、特に、消費者と市場専門家の対話を強化することによって、証券分野における団体及び全ての利害関係当事者と早期で幅広い体系的なコンサルテーションを利用するよう勧めた。

評議会は、CESRが、“Committee of Wise Men（賢人委員会）”最終報告（先述の「Lamfalusey Report」）において述べられたように“オープンで透明性のある方法”で、広く諮問すべきであると述べた。

ECは、全ての利害当事者がESCの議長への

投稿を送付する、詳細なE-mailアドレス（Markt-ESC@cec.eu.int）を掲示した。関連当事者はこの実行に参加する為の十分な時間を有することになるであろう。なぜならば、ESC（2005年2月7日経営財務・拙稿参照）は少なくとも最初の草案導入ルールの公表から少なくとも3ヶ月が経過してはじめて投票を求められることになるからである。

③ 投資家が詳細な情報に基づく投資意思決定を行えること

CESRがそのアドバイスを行うに際しては、CESRは以下のキーとなる目的を十分に考慮に入れるべきであるとされている。

(a) 事項は、日米加（以下「第3国」）のGAAPの下で作成された財務諸表が、真実で公正な発行者の財政状態及び業績を提供するかどうかは、投資家の保護を保証するかどうか、という点に置かれている。

(b) 第3国の会計制度によって提供された財務情報の質に関するグローバルで全体論的な評価は、技術的な視点から、また、会計基準の単一化を目的とする国際的な収斂プロジェクトから独立して実行されるべきである。

なお、収斂プロジェクトは現在、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）、企業会計基準委員会（ASBJ）の間で執り行われている。

(c) グローバルで全体論的な評価は、2005年1月1日時点で施行されている第3国のGAAPの全ての基準を対象にする。評価はEUレベル及び第3国GAAPにおける、IAS/IFRS間の重大な差異に関してのみ焦点を当てる。

(d) 第3国のGAAPが欧州の公益に資するかどうかという点には言及すべきではない。欧州の公益に資するかどうかは、IAS規則第3(2)条に従った欧州レベルでの

IAS/IFRSを支持するための基準であり、同等性評価の為の基準ではない。
(e) 当該評価は、第3国が既にIAS/IFRSがそれらのGAAPと同等であることを認識しているかどうかに依存せず実行される。

④ CESRは2005年6月まで技術的アドバイスを提供するように求められている。

(a) 当該評価の範囲

CESRは、2005年6月まで以下のGAAPの同等性を評価するように求められている。

1. US-GAAP
2. 日本GAAP
3. カナダGAAP

当該評価は、連結財務諸表作成の目的及び状況とともに年次及び中間財務報告への基準の適用可能性を含むべきである。というのでは、それらの財務諸表は、2005年6月から財務諸表発行者により適用されるべきものだからである。

(b) 当該評価の目的

CESRは以下のことを求められている。

a) 上記第3国GAAPの下で作成された財務諸表が、投資家がEU加盟諸国にまたがった規制市場に関する投資の意思決定を行う際に投資家に対して健全な情報を同等に提供しているかどうかに関してグローバルな評価を行うこと。投資家は、発行者の資産・負債、財政状態及び利益又は損失に関して理解可能で、適切で、信頼性があり、比較可能な情報の基礎に関する経済的意思決定が行い得るようにすべきである。

b) 2005年1月1日以降に発生する第3国のGAAPへの重大な変更がなされる場合に

おける「早期警告メカニズム」(財政状態・経営成績が従来と大きく変わることへの投資家等への警告)に関するアドバイスを行うこと。

(c) 救済策

同等性の判断は5段階で示される案が提示されている。「同等である」場合は、その会計基準による財務報告に対して全く調整はない。対極にある「同等でない」(Non-equivalent)場合は、IFRS/IASによる全面的な書き換え再表示(restatement)が義務付けられる方向である。この両者の間には、矯正措置(remedy)として、以下の3つの中間の判断が検討されている。

① 追加開示(additional disclosures)

認識や測定に重要な差異がない場合、相違点を文言等により示すことで足りる場合である。

② 調整表開示(statements of reconciliation)

問題となる会計基準による修正部分のみを金額表示して開示する場合である。

③ 拡充計算書作成(supplementary statements)

株主資本や純利益のような主要指標について、自国の会計基準からIFRS/IASへの変動要因を表に記載する場合である。また、企業結合の場合では、結合後の財務諸表の主要項目を貸借対照表やキャッシュフロー計算書項目についても、遡って開示する可能性も想定されている。

⑤ 同等性の評価は毎年更新される予定である。



減損会計導入対策に最適の書!!
平成16年3月期決算における早期適用事例に基づく
**減損会計基準の適用実態と
実務対応のすべて**

中央青山監査法人編

A5判・173頁 定価1,680円(税込)

○税務研究会出版局刊○

「『事業分離等に関する会計基準』の検討状況の整理」及び 「『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』の検討状況の整理」のポイントと考え方

【第5回(最終回) 共通支配下の取引及び開示等】

企業会計基準委員会 専門研究員 布施 伸章 専門研究員 新井 武広

1 はじめに

本稿では、第4回に引き続き「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の検討状況の整理(以下、「適用指針(案)」)とある。で示されている事項を解説する。最終回は、共通支配下の取引及び開示等について、その主な内容を解説する。

注: 文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。また、検討状況の整理における考え方は最終的なものではなく、今後、変更される可能性があるが、本稿では、最終的なものと同様の表現をしていることに留意する必要がある。

2 共通支配下の取引

(1) 共通支配下の取引の範囲

共通支配下の取引とは、親会社と子会社との合併や親会社の支配下にある子会社同士の合併など、結合当事企業(又は事業)のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう(企業結合会計基準二10.)。

【図表1】参照。

適用指針(案)では、支配の主体である「同一の企業」には個人を含むものと「同一の株主」として取り扱うことが検討されている(「同一の株主」の範囲は今後検討する予定)。この取り扱いは、株式公開前に行われる企業再編の会計処理などに影響を与えるものと思われる。

二訂増補版 「企業組織再編税制」「IT投資促進税制」に関するQ&Aを増補し、さらに充実!!

ソフトウェアの法人税実務

自閉 博巳著 A5判・277頁 定価1,995円(税込)

ソフトウェアに関する法人税法上の具体的な処理を「解説編」と「Q&A編」で明らかにした実務家、税理士等の必携書です。

○税務研究会出版局刊○